

平成27年 給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成27年10月 川崎市人事委員会

目 次

① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の流れ	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 本年の勧告のポイント	4
⑤ 民間給与との較差	7
⑥ 民間の特別給与との較差	8
⑦ 給与制度の総合的見直しの概要	9
⑧ モデル給与例	10
⑨ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(1)関係)	..	11

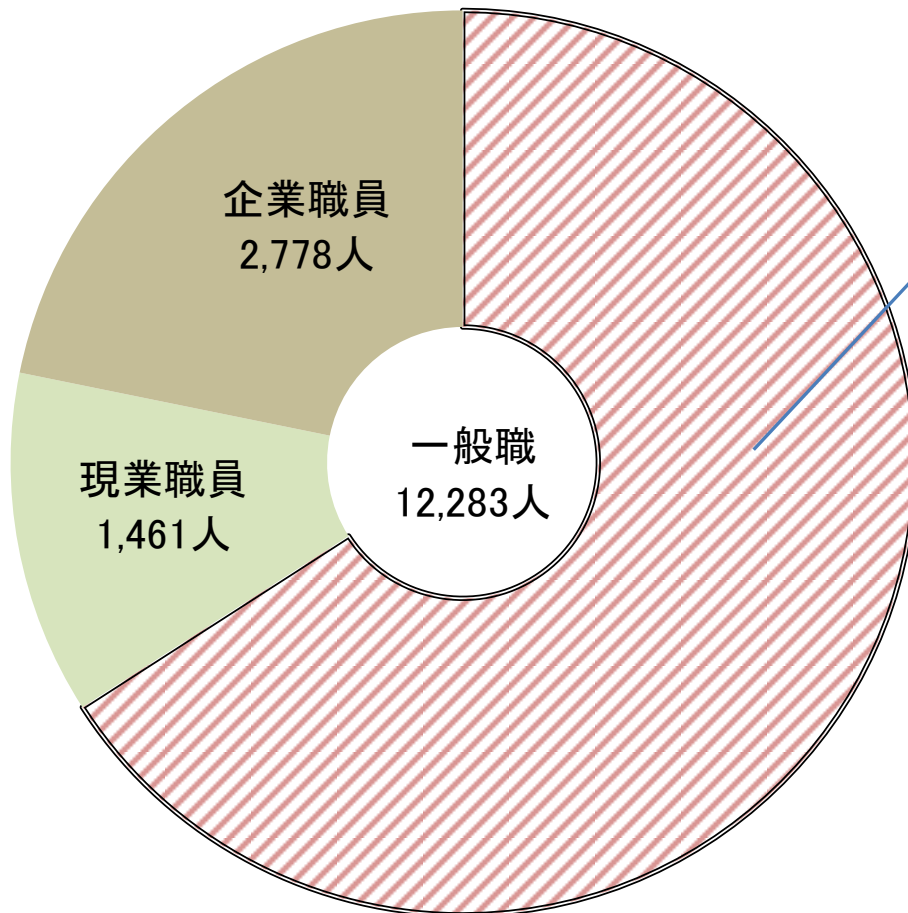
① 給与勧告の対象職員

川崎市人事委員会の給与勧告の対象となるのは、一般職の川崎市職員12,283人のうち、「川崎市職員の給与に関する条例」の適用を受ける非現業職員8,044人です。

企業職員及び現業職員は、職務の内容が民間の同種の事業に類似していることから、その勤務条件の決定方式について、他の地方公務員とは異なります。これらの職員は、団体協約締結権を含む団体交渉権が認められており、労使交渉によって給与を決定しています。

給与勧告対象

非現業職員
8,044人



・給料表別勧告対象職員数(平成27年4月1日時点)
非現業職員

給料表	職員数	職員の例
行政職(1)	5,796	一般の行政職員
医療職(1)	25	医師
医療職(2)	468	看護師、獣医師
大学教育職	30	教授
高等学校教育職	340	高校教諭
消防職	1,385	消防士
合計	8,044	

・勧告対象外職員
現業職員

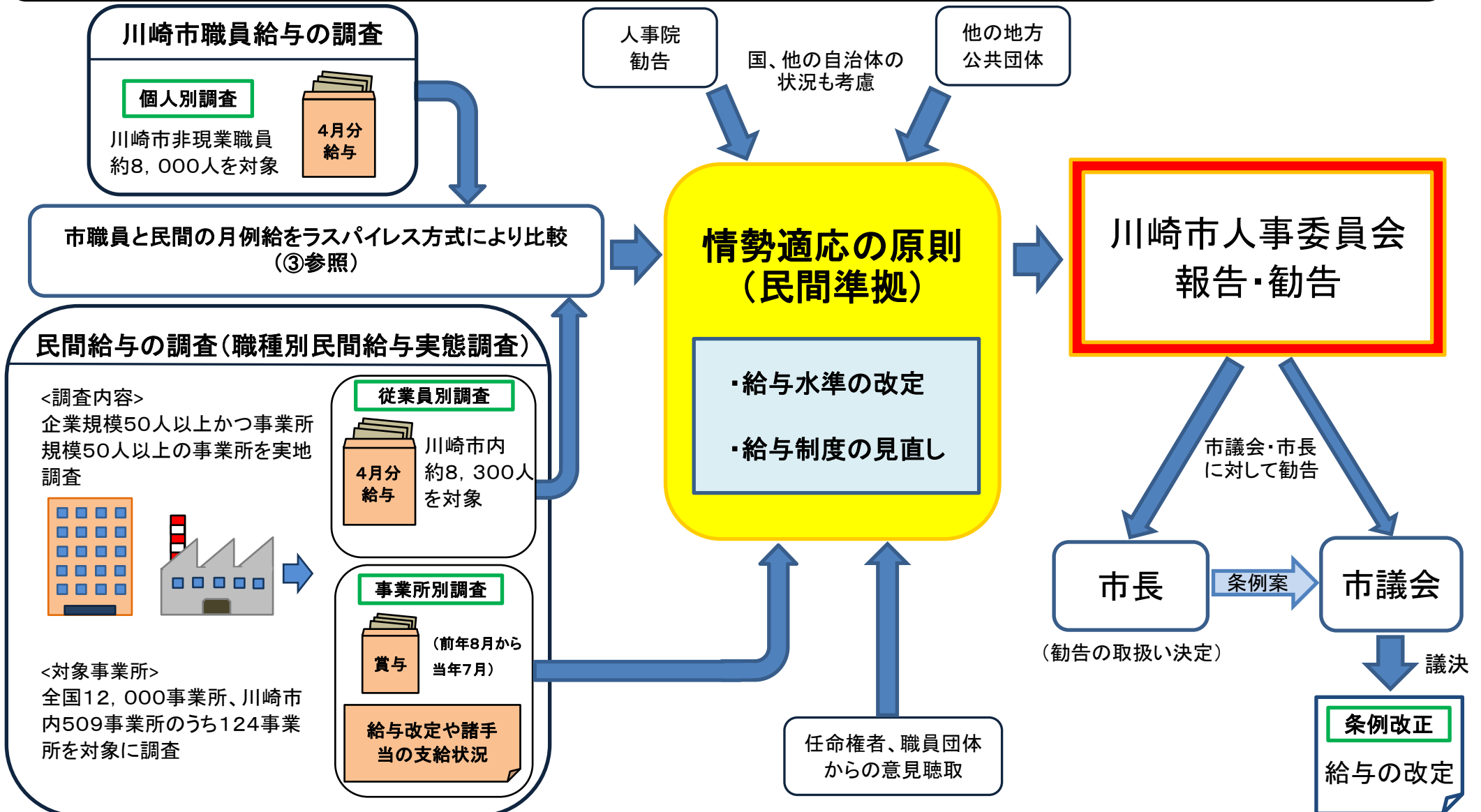
給料表	職員数	職員の例
行政職(2)	1,461	ごみ処理作業員

企業職員

給料表	職員数	職員の例
上下水道企業職(1)・(2)	991	上下水道事業職員
交通企業職(1)~(3)	506	市営バスの運転手
病院企業職(1)~(4)	1,281	市立病院の医師
合計	2,778	

② 給与勧告の流れ

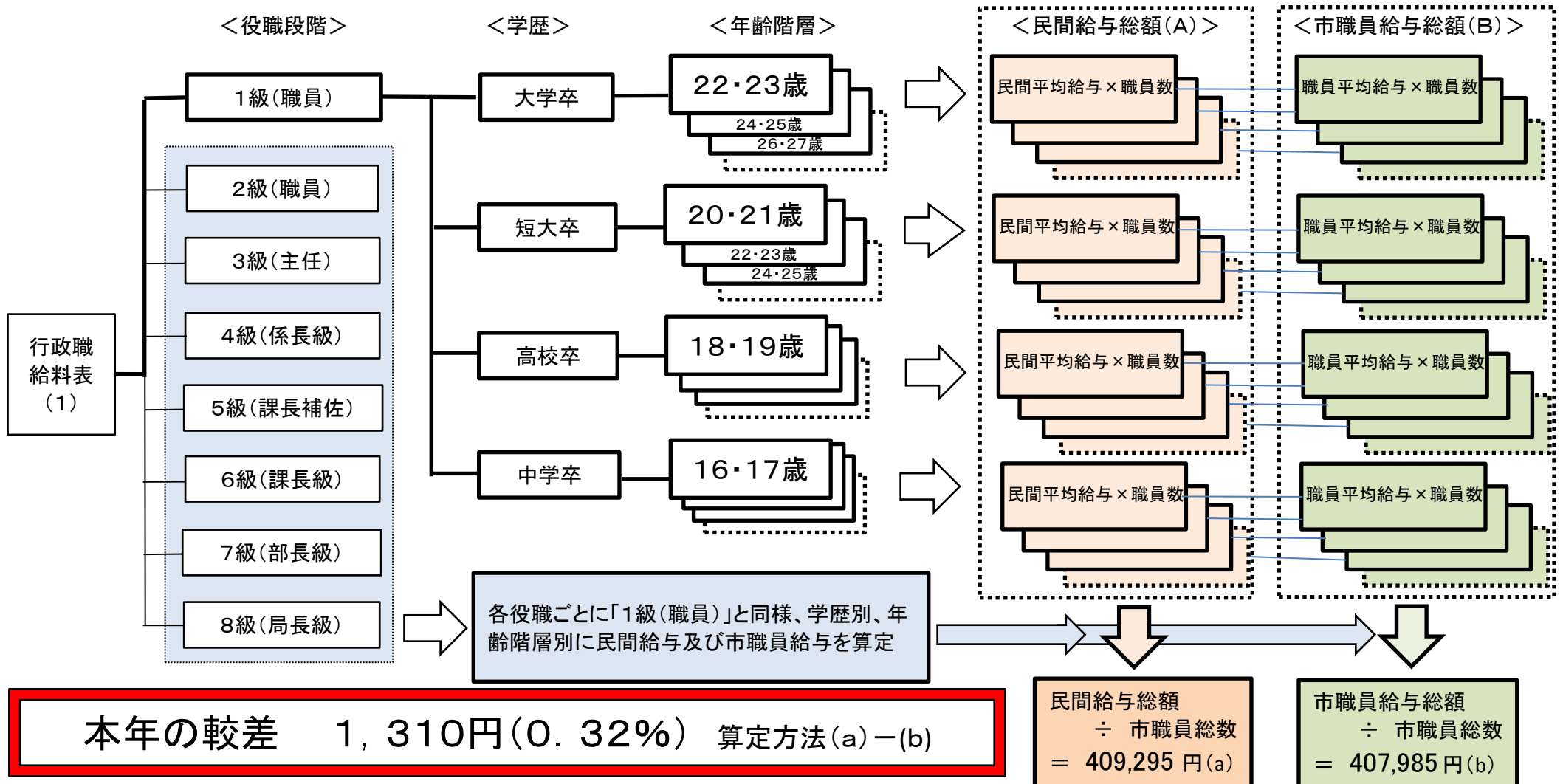
人事委員会では、例年、市職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。
また、期末・勤勉手当についても、民間の特別給(ボーナス)の前年8月から当年7月までの支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に市職員の期末・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

民間給与と市職員給与を比較するにあたって、それぞれの平均給与額で単純に比較を行うと、役職段階、学歴、年齢構成が異なることから、精密な比較をすることができません。このため、民間給与との比較方法としてラスパイレス方式を採用しています。

具体的には、①役職段階、②学歴、③年齢階層別の市職員の平均給与と同条件の民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総数を算出し、両者の水準を比較します。



④ 本年の勧告のポイント

1 民間給与との比較

月例給

川崎市職員給与については、4月時点で、民間給与を **1,310円(0.32%)** 下回っており、当該較差の解消を図るため、次のとおり月例給の引上げを行うこととする。

民間給与(A)	市職員の給与(B) (平均年齢 41.8歳)	較差(A)-(B) $((A-B) \div B \times 100)$
409,295円	407,985円	1,310円 (0.32%)

期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、川崎市職員の期末・勤勉手当の支給月数 **(4.10月分)** が民間事業所の特別給(ボーナス)の支給割合 **(4.21月分)** を下回っているため、支給月数を引き上げることとする。

民間の支給割合(A)	市職員の支給月数(B)	較差(A)-(B)
4.21月	4.10月	0.11月

2 本年の給与改定

給料表

(1) 行政職給料表(1)

較差を解消するため、平均改定率を0.35%として引上げ。その際、職員の初任給が民間の初任給を下回っていることを踏まえ、世代間の給与配分を適正化する観点から、初任給を2,000円引き上げ、若年層についても同程度の引上げを行い、その他については600円を基本に引上げ。

(2) その他の給料表

行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引上げ。

なお、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、本年の国の改定額を基本とし、引上げ。

初任給調整手当

国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討。

期末・勤勉手当

民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.10月引き上げ、4.20月とする(現行4.10月)。

3 給与制度の総合的見直し

経緯

昨年、人事院は国家公務員給与に関する諸課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しについて報告及び勧告を実施。

本委員会では、昨年の報告において、①地域手当の見直し、②給料表及び諸手当の見直しに加え、本市の昇任・昇格制度を踏まえた給料表の構造についても併せて検証していく必要があると言及したところであり、その後の検証結果を踏まえ、本年、給与制度の総合的見直しについて報告及び勧告を実施。

地域手当の見直し

国の制度に準じた支給割合とする必要があることから、地域手当を4%引上げ(12%→16%)。

医療職給料表(1)の適用を受ける職員に支給する地域手当についても、国の制度改正に準じて1%引上げ(15%→16%)。

民間給与水準との均衡を図る観点から、医療職給料表(1)を除く給料表の全ての級号給において給料月額を最大で3.6%程度引下げ。

高齢層の給与水準の見直し

本市職員の平均年齢が上昇していることや国と同様に50歳台後半層の職員給与が民間給与を上回っている状況を踏まえ、給与カーブのフラット化を進める観点から、50歳台後半層の職員が多く在職する級の高位号給について、地域手当の引上げに伴う給料月額の引下げに加え、最大で2%程度引下げ。ただし、医療職給料表(1)については、医師の処遇を確保する観点から改定を行わない。

職務や勤務実績に応じた給与配分

単身赴任手当については、国との均衡を考慮し、基礎額等の改定を行う必要。

管理職員特別勤務手当については、国の制度改正に準じて、適切に対応する必要。

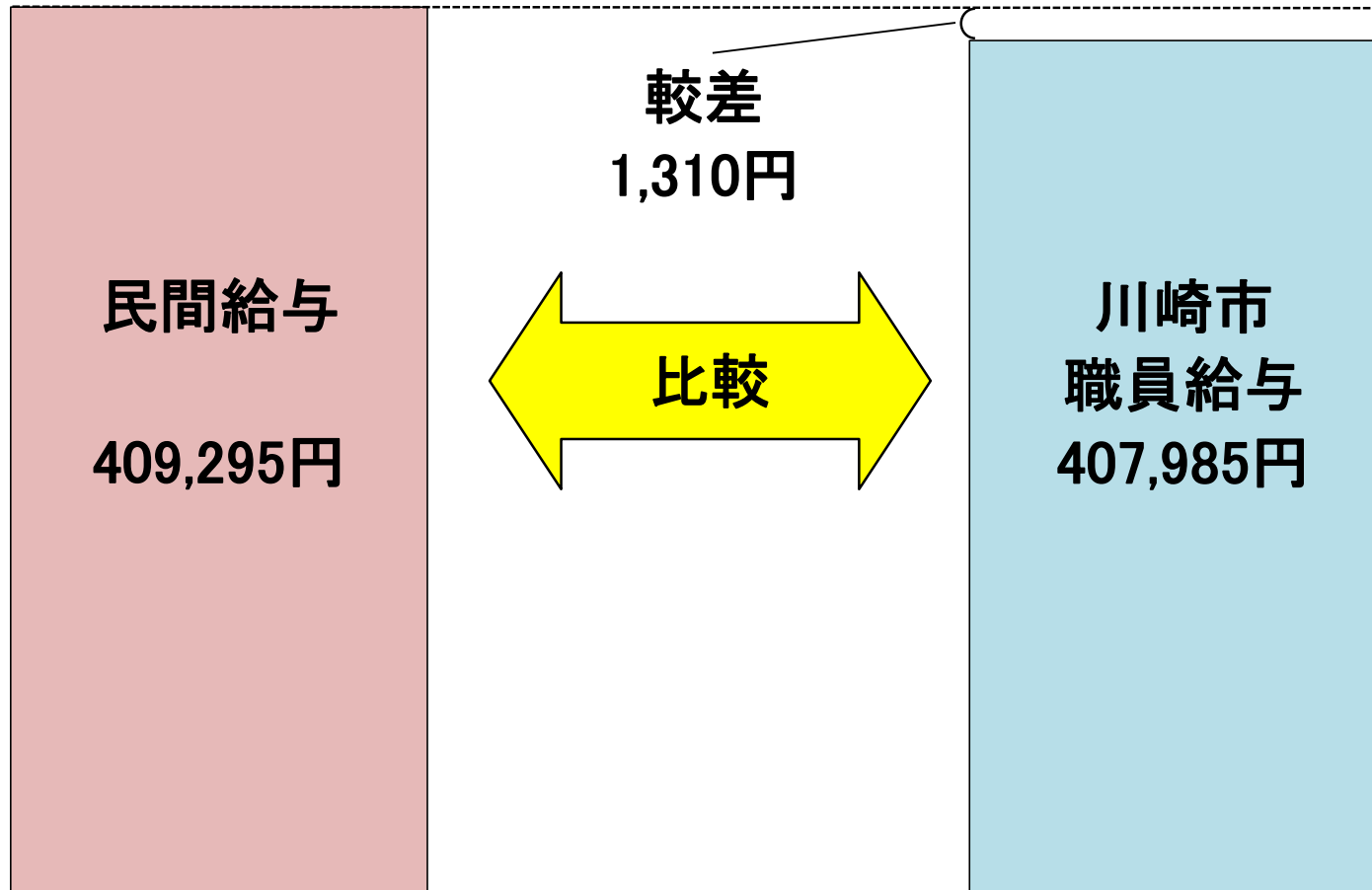
実施時期

平成28年4月1日から実施。

なお、激変を緩和するため国及び他都市との均衡を考慮した経過措置を講ずる。

⑤ 民間給与との較差

川崎市職員給与については、平成27年4月時点で、民間給与を1,310円(0.32%)下回っていることが判明した。



⑥ 民間の特別給との較差

期末・勤勉手当については、川崎市職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.10月分)が民間事業所の特別給(ボーナス)の支給割合(4.21月分)を下回っていることが判明した。

民間特別給

4. 21月

比較

川崎市職員
期末・勤勉手当
4. 10月

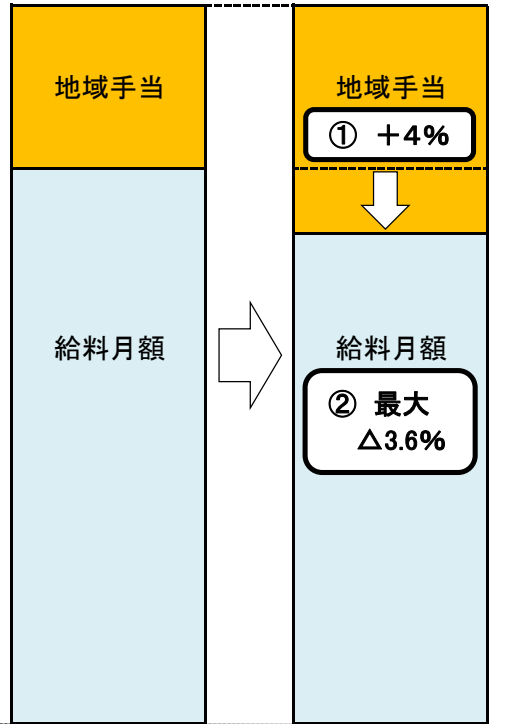
⑦ 給与制度の総合的見直しの概要

平成28年4月から実施

- ① 本市に在勤する国家公務員の給地区分を考慮し、地域手当を4%引上げ(12%→16%)
- ② 地域手当の引上げを踏まえ、民間給与水準との均衡を図る観点から、全ての級号給において給料月額を最大3.6%程度引下げ
- ③ 給与カーブのフラット化を進める観点から、50歳台後半層の職員が多く在職する級の高位号給について、②に加え、最大2%程度引下げ

全ての号給に共通

見直し前
の水準



H28.3.31

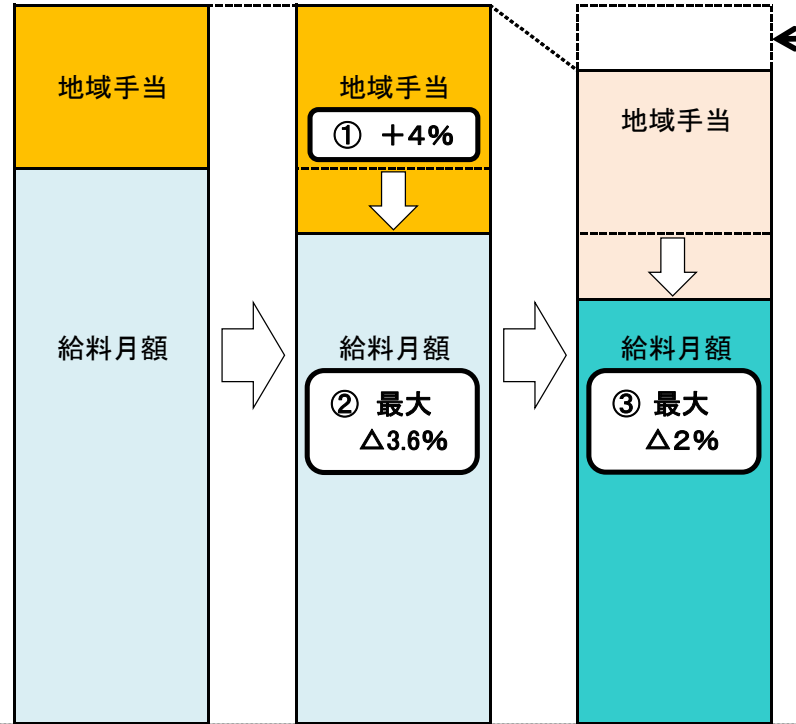
ア 見直し前

H28.4.1

イ 地域手当
の見直し

50歳台後半層の職員が多く在職する級の高位号給

見直し前
の水準



激変を緩和するため国
及び他都市との均衡
を考慮した経過措置

H28.3.31

ア 見直し前

H28.4.1

イ 地域手当
の見直し

H28.4.1

ウ 高齢層の給与
水準の見直し

⑧ モデル給与例

【モデル1：平成27年4月時点 自宅居住者の場合】

職務段階	年齢	扶養親族	勧告前		勧告後		年間給与額の差
			月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	30歳	配偶者	286,200円	4,564,000円	288,400円	4,627,000円	63,000円
係長	40歳	配偶者、子2	425,900円	6,881,000円	427,300円	6,947,000円	66,000円
課長	50歳	配偶者、子2	610,400円	9,910,000円	611,400円	9,988,000円	78,000円
局長	58歳	配偶者	749,300円	12,407,000円	750,000円	12,501,000円	94,000円

【モデル2：平成27年4月時点 借家・借間居住者の場合】

職務段階	年齢	扶養親族	勧告前		勧告後		年間給与額の差
			月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	30歳	配偶者	300,200円	4,732,000円	302,400円	4,795,000円	63,000円
係長	40歳	配偶者、子2	439,900円	7,049,000円	441,300円	7,115,000円	66,000円
課長	50歳	配偶者、子2	624,400円	10,078,000円	625,400円	10,156,000円	78,000円
局長	58歳	配偶者	763,300円	12,575,000円	764,000円	12,669,000円	94,000円

(注)1 モデル給与例の月額、給料、扶養手当、地域手当(12%)、住居手当(モデル1は自宅居住者、モデル2は借家・借間居住者)及び管理職手当(局長は1種、課長は8種)を基礎に、年間給与は、これらに加え、期末・勤勉手当を基礎に算出した。

(注)2 額については、月額は百円未満を、年間給与及びその差は千円未満を四捨五入している。

⑨ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(1)関係)

平成18年から本年までの川崎市の給与勧告の状況は下表のとおりです。

川崎市職員の給与は、平成20年から平成25年まで年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は、民間における賃金の引上げを図る動きを反映して、平成26年に引き続き年間給与が増額となりました。

勧告年次	月例給		期末・勤勉手当		行政職(1)職員の平均年間給与	
	改定率	改定額	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成18年	△0.78%	△3,294円	4.45月	-	△54,000円	△0.78%
平成19年	0.09%	377円	4.50月	0.05月	27,000円	0.39%
平成20年	-	-	4.50月	-	-	-
平成21年	△0.19%	△784円	4.15月	△0.35月	△157,000円	△2.31%
平成22年	△0.17%	△706円	3.95月	△0.20月	△93,000円	△1.42%
平成23年	△0.20%	△813円	3.95月	-	△13,000円	△0.20%
平成24年	-	-	3.95月	-	-	-
平成25年	-	-	3.95月	-	-	-
平成26年	0.29%	1,192円	4.10月	0.15月	80,000円	1.24%
平成27年	0.32%	1,310円	4.20月	0.10月	62,000円	0.94%

(注) 表中「-」で記載されている箇所は、その年に月例給又は期末・勤勉手当の改定がなかったことを示します。